

独占禁止懇話会第224回会合議事録

1. 日時 令和5年6月23日（金）10：00～12：00

2. 場所 公正取引委員会大会議室

（一部の出席者については、オンライン方式で参加）

3. 出席者

【会員】柳川会長、有田会員、依田会員、及川会員、大野会員、鹿野会員、川濱会員、河野会員、竹川会員、武田（邦）会員、武田（史）会員、田中会員、土田会員、二村会員、細田会員、宮崎会員、山下会員、山田会員、由布会員、レイク会員

【公正取引委員会】古谷委員長、三村委員、青木委員、吉田委員、泉水委員

【公正取引委員会事務総局】

小林事務総長、大胡官房総括審議官、岩成官房政策立案総括審議官、田中官房審議官（国際担当）、塚田官房審議官（企業結合担当）、田邊官房参事官、稲熊官房総務課長、藤本経済取引局長、深町経済取引局総務課長、鈴木調整課企画官、品川取引部長、岡田取引企画課上席、守山企業取引課長、山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長、山田下請取引調査室長、田辺審査局長、宮本管理企画課長

4. 議題 ○ グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方
- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について
 - 令和4年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組
 - 令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況

○藤本経済取引局長 おはようございます。経済取引局の藤本でございます。

本日は事前に御案内いたしましたとおり、対面とオンラインの併用で開催をさせていただいておりますが、大分現場の方にもにぎにぎしく来てい

ただきまして、本当にどうもありがとうございます。

開会に当たりまして、事務局から事務運営方法について、まず御説明をさせていただきます。

○深町経済取引局総務課長 御説明いたします。

まず、会場のマイクでございますけれども、マイクは通常、電源はオフの状態になっておりますので、御発言時のみマイクをオンにして御発言いただければと思います。マイクがオンになりますと、マイクにオレンジのランプが点灯いたします。御発言が終わりましたら、マイクをオフにしていいただければと思います。オンラインで御出席の方におかれましては、先ほども案内ありましたけれども、会議中は常時カメラはオン、マイクはミュートにさせていただき、御発言時のみ御自身でマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、再度マイクをミュートの設定にしていいただければと思います。

次に各議題における御質問、御意見につきまして、事前に御発言の御希望がある旨、登録いただいた方につきましては、柳川会長から順次指名をさせていただきます。また、事前登録はされていないものの御発言を希望される方は、会場にいらっしゃっている方につきましては、こういった形で名札を立てていただく、また、オンラインの皆様につきましては、画面下部の挙手ボタンを押していただければと思います。

以上でございます。

○藤本経済取引局長 なお、今回、会員の退任及び新任がありましたので御紹介をいたします。

まず、これまで会員を務めていらっしゃいました鬼頭誠司会員と鈴木善久会員におかれましては、御事情により退任をされました。お二人とも会合の運営に御貢献を頂きました。加えて、泉水文雄氏が4月13日付けで公正取引委員会委員に就任したことに伴いまして、独占禁止懇話会の会員としては退任ということになりました。今後は公正取引委員会委員として本懇話会に出席するということになります。

次に、今回より新たに会員としてお迎えする方が2名いらっしゃいますので、五十音順に御紹介いたします。まず、伊藤忠商事株式会社専務理事

の今井雅啓様でございます。本日は御都合悪く御欠席ということでございます。続きまして、大阪大学大学院法学研究科教授の武田邦宣様でございます。

○武田（邦）会員 大阪大学の武田です。どうぞよろしくお願いいたします。私の専攻は経済法でありまして、経済法を研究する者として何らかの貢献ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤本経済取引局長 それでは、ここからの議事進行につきましては、柳川会長にお願いをいたします。

○柳川会長 柳川でございます。皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

お忙しいところお集まりいただきまして大変恐縮です。

それでは、早速ですけれども議事に入りたいと思います。是非活発な御意見をお出しいただければと思っております。

最初の議題は「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」です。

鈴木調整課企画官から説明をお願いいたします。

○鈴木調整課企画官 公正取引委員会調整課、鈴木でございます。早速説明に入らせていただこうと思います。資料の方、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方と書かれたものでございます。右肩に224-1と書かれているものでございます。

1ページおめくりいただきまして、この考え方、ちょっと長いのでグリーンガイドラインと呼ばせていただきますけれども、グリーンガイドラインの制定の背景と趣旨につきまして、まず御説明させていただきます。ここに書かれておりますとおり、気候変動問題につきましては国際社会の一致団結した取組が喫緊の課題、急務となっております。こういった中で我が国では一昨年、おとしでございまして、10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されておりました、2050年カーボンニュートラルの実現、また2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減すると、具体的な数値目標が定められているという状況でございます。

こうした削減目標を達成するためには、中心的な役割を担うのは規制や

補助金等による直接的な対応を実施する環境政策等であるというふうに考えておりますけれども、独占禁止法・競争政策につきましても、補完的な一定の役割を担っているというふうに考えております。すなわち、このスライドの資料の真ん中に書いてありますけれども、「独占禁止法・競争政策の役割」といたしましては、まずは競争を通じて資源の効率的な活用促進したり、また、競争を通じまして新しい、水素であるとかアンモニア等に関する新たな技術等のイノベーションを促進していくということが基本的な独占禁止法・競争政策の補完的な役割というふうに認識しております。一方で、グリーン社会の実現に向けて事業者又は事業者団体の皆様が様々な取組を模索している中で、共同で取組を行うというようなことも様々な検討されております。そういった中で独占禁止法上の考え方が十分に明確でない場合、独占禁止法上の規制に引っ掛かってしまうのではないかという懸念の声もあるということを知っております。

こうしたことを踏まえまして、新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為は未然に防止するというところでございますけれども、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性、また事業者等の予見可能性を質を向上させることで事業者、事業者団体の皆様のグリーン社会の実現に向けた取組を後押ししていこうということを目的といたしまして、このグリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方、ガイドラインを策定することといたしました。

具体的に令和4年、昨年ほぼ1年掛けまして様々な事業者、事業者団体の方々からお話をお聞きしまして、また、有識者の方々と意見交換をさせていただきました。結果として今年の1月に原案を公表させていただきました。その後、3月31日にこのガイドラインの成案を公表させていただいております。このガイドラインの成案につきまして、この後ポイントを御説明させていただきたいと思っております。

次のページ、3ページでございます。基本的考え方をこちらでお示ししております。まず、このガイドラインで最もお伝えしたい点は、上の方に緑のところを書いてございますけれども、グリーン社会の実現に向けた事

業者等の取組は基本的には新たな技術であったり優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであるというふうに考えておりますので、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるもので、多くの場合、基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多いということを書かせていただいております。

一方で気を付けなくてはいけないのは、事業者等の取組は個々の事業者の価格・数量、技術等を制限するようなことになると、競争を制限する効果のみを持つというような場合につきましては、いわゆるカルテルのような行為でございますけれども、これはやはり独占禁止法上問題となる様々な弊害を生むということで、これについては問題であるというふうに書かせていただいております。

この点につきましては、我々も国際的にも連携していくことが重要だと思っております、海外当局とも様々意見交換しておりますけれども、こういった問題となるようなカルテルについては厳しく対応していくといったところでは各国とも一致しているところでございます。

最後に、下のところでございますが、事業者の皆さん、様々な取組を検討しておられますので、競争制限的な効果が一部で見込まれつつも、競争促進効果、脱炭素の効果といったものが見込まれるというような複雑なケースがございます。そういった場合につきましては、今回ガイドラインの中で全部で76の想定例を書かせていただいております、それに加えて考え方を示しております、そういったものを参考に検討していただきたい、また、具体的なケースにつきましては、積極的に御相談いただきたいということを基本的な考え方として記載させていただいております。

次のページにさせていただきます。このグリーンガイドラインの全体の構成と中身について概要を御説明させていただきたいと思っております。まず、全体五つのパートに分かれております。第1で書いておりますのが共同の取組ということで、いわゆる競争事業者間で連携して何か取組をするというものについて書かせていただいております。最初のところでは共同研究開発であるとか、共同で水素やアンモニアを調達するとか、実際に企業の方々からお話を聞いていてもニーズが多い分野でございまして、多くの場

合、問題とならないということで想定例等も書かせていただいておりますけれども、場合によっては気を付けるべき点もあるということで問題となる行為、考え方ということを少し書かせていただいているものでございます。

第2のところ、第3のところは、今度はサプライチェーン全体で縦の関係で様々な脱炭素の取組を進めていく際に留意していただきたい点とか、こういった場合は問題ないですよということを書かせていただいております。特に第3のところにつきましては、優越的地位の濫用ということで書いておりますけれども、特に中小企業の皆様であるとか団体の方にお話を聞きますと、大企業の方で目標を定めることは大いに結構なんですけれども、中小企業の方にそういった目的の達成のためのしわ寄せが一方的に押し付けられるようなことも懸念される、心配されるという声がございましたので、第3につきましては、やや注意喚起という点で優越的地位の濫用となり得る行為というようなことを書かせていただいております。

また、第4のところでは企業結合についても触れております。こちらは共同出資会社を作って大規模な投資をしていきたい、研究開発をしていきたいというような声も企業の皆様からお聞きしておりますので、そういった場合について、どういった場合では、多くの場合問題にならないと考えておりますけれども、どういうふうに考えればいいのかということに記載させていただいております。

第5の最後の部分でございますけれども、公正取引委員会の相談についてということに記載させていただいております。ガイドラインに通常、相談について書いている例というのは余り多くはないんですけれども、このグリーン社会の実現に向けた取組につきましては、企業の皆様も今、正に様々なことを考えて新しく取組を進めていこうとしておりますので、ガイドラインの中ではできるだけ我々も企業の方から聞いたニーズを踏まえて書いておりますけれども、これから出てくる新しい様々な具体的な取組につきましては、積極的に公正取引委員会に相談いただいて、問題がないということを確認して取組を進めていただくということが大事だと思っておりますので、具体的な相談制度の案内であるとか、どういった準備をして

きていただければと、また窓口の案内等につきましても書かせていただいております。

最後に、端の方に書いてあるところが実は重要なところでございまして、継続的に考え方を見直しであるとか事例の追加を検討していきたいというふうに考えております。それは今申し上げましたとおり、企業の皆様の取組、今正に進んでいるというところがございまして、実際にこういったことをやりたいという事例を踏まえまして、考え方につきましても今年の3月に1回出させていただいておりますけれども、これで完全に終わりということでは全くなくて、ここから見直しを継続的にしていって、出てきた事例を追加したりとか、考え方につきましても更に明確化をしていきたいというふうに考えているところでございます。この辺については、実は3月に公表させていただいてから、4月、5月といろいろな場所で私は講演、説明会をさせていただいております。既に事業者、事業者団体の皆さんからいろいろとニーズを聞いております。こういった点を踏まえて、できるだけ早期に見直し、更なる明確化というのをやっていきたいと思っております。

また、途中で申し上げましたけれども、これは日本だけの問題ではなくて、海外においても同じような取組が進められておまして、企業の皆様も当然事業活動を海外にもグローバルにも影響があるということでございますので、海外当局との連携も非常に重要になってくると思っております。イギリスでも恐らく今年の中ではガイドラインが出ると思っておりますし、6月にはEUでもガイドラインが出るという状況もございまして、そういったところも既に今月もそれらの当局と意見交換しておりますけれども、引き続き連携しながら対応を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

私から説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見について事前に登録された方から順次指名させていただきますので、御発言をお願いいたします。なお、事前登録以外の方についても御質問、御意見などございませ

たら、会場にいらっしゃる方は名札を立てていただき、オンラインの方は挙手ボタンを押していただき御発言希望がある旨お示してください。

それでは、まず事前登録いただいた大野会員からお願いいたします。

○大野会員 ありがとうございます。今回のグリーンガイドラインにつきましては、パブコメの際に経団連としても意見を提出をさせていただきました。策定に先立って古谷委員長始め公正取引委員会の幹部の皆様におかれましては、経団連の経済法規委員会や同競争法部会にお越しいたいただき、意見交換させていただきました。この場を借りて改めて感謝申し上げたいと思います。

経団連としては、かねてからグリーントランスフォーメーションを推進する観点から研究開発、生産設備の投資、運用、廃棄、原材料等の調達、物流などにおける企業間の連携について、独禁法違反とならない条件や具体例の明確化をお願いをしてきたところでございます。今回のガイドラインは、独禁法の運用の透明性の向上、あるいは企業の予見可能性の確保に資するものであると高く評価しているところでございます。

ただ、ガイドラインの中でも、あるいはただいまの御説明にもございましたように、更なる検討が必要な分野がございます。例えば企業がグリーントランスフォーメーションの取組を進める上で、複数の事業者が共同して巨額の設備投資をする場合に、各々がこれまでに保有していた生産設備の廃棄は当然射程に入ってくるわけですが、この廃棄のコストを誰がどれだけ負担するのか、あるいはその供給責任を果たしつつ新たな設備の立ち上げとその廃棄をどういうタイミングで実施していけばよいのかにつきましては、各事業者独自の判断だけではなかなか解決ができないため、事業者間で連携する等の共同の取組が必要になる局面もあると考えております。また、持続可能な燃料などの共同調達、企業結合審査などにつきましても、更なる検討が必要な項目があろうかと思っております。

パブコメの中の回答でも触れられておりましたとおり、生産設備の共同廃棄に伴う情報交換、あるいはスケジュールの公表など、価格を直接制約しない形での連携が必要になる場面もあると考えております。また、そのほかの取組の必要性なども踏まえまして、是非今後とも企業の取組の後押しをするという観点で、更なる検討に期待をしているところでございます。

また、6月16日に閣議決定されました骨太の方針2023、あるいは新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂版の中でも、そうした事業者のGXに関する連携の取組を後押しする法的に問題にならない行為の更なる明確化等に対応するということが明記されております。公正取引委員会におかれましては、さきに申し述べましたような特に課題の残る共同廃棄や共同調達などについての企業からの相談におきましては、いかなる条件であれば実施可能なのか、事案に即した具体的な解決策を是非お示しいただき、相談を通じてまた得られた最新の知見をグリーンガイドラインに都度反映していただくことで、企業の予見可能性の更なる確保に努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○柳川会長 それでは、続きまして二村会員からお願いいたします。

○二村会員 ありがとうございます。私からはこのテーマの中で、特に環境に配慮していないにもかかわらず、しているように見せかけて商品やサービスを提供するグリーンウォッシュの問題についてコメントさせていただきたいと思います。今回の検討の領域に隣接する部分かと思いますが、グリーンウォッシュによって広告効果を得たり、投資や税制面での優遇措置を受けたりする場合もあると思いますし、取引事業者や消費者が不利益を被るようなケースもこれから出てくる可能性もあるのではないかと思います。特に最近では、私ども消費者の立場からいえば商品とか食品とか日用品というようなものもありますが、そういったものだけではなくて、グリーンボンドのような金融商品なども出てきておりますので、影響も大きくなっていくのではないかと思います。イギリスでは、競争当局がグリーン・クレーム・コードとして環境配慮の主張に関わる指針を出していると聞いております。日本でもそういった分野についての研究、検討が必要ではないかなと思いました。

以上です。

○柳川会長 ありがとうございます。

事務局の方から、お二方の御発言に何か。

○鈴木調整課企画官 ありがとうございます。

まず、大野会員から御指摘いただいた点、大変重要な点で我々も強く認

識しております、非常に難しい案件というのもこれからいろいろ出てくるとは思いますけれども、そういったところでしっかりと実態を踏まえて検討させていただいて、それを更におっしゃっていただいたとおりガイドラインの改定等に結び付けていきたいというふうに考えておりますので、経団連の皆様、是非引き続き協力いただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、二村会員から御指摘いただいたのも非常に重要な点でございます、我々も脱炭素に一定の価値を認めて競争促進効果ということでガイドラインを書かせていただいておりますけれども、そこは本当に脱炭素につながるのかどうかといったところが本質的には非常に重要な点でございますので、我々としても若干その辺りは消費者庁であるとか経産省、環境省とも連携する必要があるというふうに考えておりますけれども、問題意識を持って取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○柳川会長 それでは、会場から田中会員、よろしくお願いいたします。

○田中会員 ありがとうございます。4ページの第2、第3のところに関する問題意識の共有と質問というところになるんですけども、御存じのとおり、カーボンニュートラルについては恐らくアメリカのアップルがかなり先行して、2030年までの自分たちの全製品と全製品に関するサプライチェーンをカーボンニュートラルにするという、英語の動詞でいくとコミットという非常に強い表現で数年前に公表していて、それに伴ってアップルのメガサプライヤーは全てその影響を受けて事業展開してしまっていて、仕事の関係でいうと、昨年ぐらいから自動車産業において、まずは自動車、直接のメーカーの方が下のサプライヤーに対して同じようないろんな、関連するISOの取得とかいろんな対応を求め始めている。それから、今年になるとメガサプライヤーの方からサプライヤー、かなり末端まで同じようにいろんな要求をしてきてしまっていて、カーボンニュートラル実現にとっては非常に望ましいことだと思うんですけども、潜在的には恐らく競争を何か制限するような優越的地位の濫用みたいなことに当たる可能性があるんじゃないかと思っておりますので、公正取引委員会の方としては、潜在的に何かこうい

った動きが問題含みのことがないかどうか、どんなふうにお考えなのかというのを質問としてお伺いさせていただきたいと思います。

以上です。

○柳川会長 ありがとうございます。もう一方伺ってからお答えいただいた方がいいかと思います。

河野会員、お願いいたします。

○河野会員 御説明ありがとうございました。グリーンガイドラインの公表によって、グリーン社会の実現のためには大きな前進だというふうに受け止めております。その中で今回、企業行動の整理をしてくださったわけで、多々改善は必要だと思いますけれども、是非これが日本社会の中に浸透して行って、こういう方向で企業の方々の協働というのが進んでいくことを願っております。

その上でなんですけれども、GX以外の分野でも今、全体的に協働ですとか連携ですとか競争の必要性、これが大事であるというのが様々な場面で語られています。私が出席させていただいておりました持続可能な物流の確保の検討会においても、競争だけではやはり社会がうまく維持できていかないということがございました。物流以外にも、例えば通信ですとか金融ですとか、それからラストワンマイル、人の移動のところでもなかなか競争だけでは社会が回っていかないという認識でございます。

そこでなんですけれども、伺いたいのは、3ページの一番最後のところに書いていただきました、このグリーンガイドラインが呼び水となつてだと思いますけれども、他のSDGs達成に向けた取組についても判断枠組み等を適用できる可能性が高いと書いてくださっています。グリーン社会の推進だけではなく、その他の分野で今後要請がありましたら、独禁法上の判断のようなものを示す計画がおありになるのか、今後の見通し等について伺えればと思います。よろしく申し上げます。

○柳川会長 それでは、よろしく申し上げます。

○鈴木調整課企画官 ありがとうございます。まず、田中会員から御指摘いただきました点、我々もいろいろな事業者、事業者団体の皆さんからお聞きしている話と正に一致する話かなと思ひまして、そういった優越的地位の濫用の

問題については、我々も今回ガイドラインの第3のところ、特に強調して書かせていただいております、こういった場合は問題となり得ます。少し注意喚起の観点から書いているところがございますので、そういった問題、御指摘いただいたような問題についても今後も引き続きしっかり対応していきたいというふうに考えております。

また、河野会員から御指摘いただいた点、正におっしゃっていただいたとおり3ページのところに少し今日の資料でもSDGs、他のSDGs目標についてもということで書かせていただいておりますけれども、現時点で何か具体的な計画があるかという、ございませぬけれども、まずはこのガイドラインが書いてありますとおり、一つ参考にしていただいて、社会貢献目的のための取組ということであって、共同でやっていく必要があるというものについては、このガイドラインの考え方を参考にさせていただきながら取組を進めていただいて、もし具体的な話があれば御相談を積極的に頂ければなというふうに考えているところでございます。

○柳川会長 よろしいでしょうか。

それでは細田会員、お願いいたします。

○細田会員 ありがとうございます。グリーン社会の実現のために立ち上がったGXリーグにおいて、カーボンニュートラルの移行に向けた挑戦が行われており、日本でもCO₂排出量の4割以上を占める、500社以上の企業が参加を表明しているという状況でございます。こういった話が大企業中心で進んでいくという中で、中小企業が多い商工会議所の会員からは、排出量の測定ツール・方法や削減実績の基準などが様々であり、公正な価格競争環境が整備されているのか、あるいは先ほどもお話がございました、下請中小企業へのしわ寄せがこないかといったようなことへの不安の声が出ている状況です。地球規模で考えればグリーン社会の実現は絶対必要で、異議を唱えるつもりはございません。一方で、不安の声が出ているということは心に留めておいていただきたいと思います。日本ではいまだ中小企業と大企業との間の溝は大きいということでございます。

以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

今の点は、せっかくですから一言。

○鈴木調整課企画官　そうですね、ありがとうございます。先ほど田中会員から御指摘いただいた点とも共通する御指摘かと思えますけれども、ヨーロッパで作っているガイドラインは基本的に共同の取組、競争事業者間の水平的な関係についてのみカバーしておりますけれども、今回我々も正に会員の皆様から御指摘いただいた垂直的な関係も非常に重要だというふうに考えておまして、そういう意味では世界的に例のないような形でのガイドラインとなっておりますけれども、そういった問題についても引き続きしっかりと検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○柳川会長　よろしいでしょうか。

それでは、次の議題であります特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について、田邊官房参事官と岡田取引企画課上席から説明をお願いいたします。

○岡田取引企画課上席　取引部取引企画課の岡田でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

では、資料224-2の1ページ目に進んでいただきまして、まずフリーランス・事業者間取引適正化法の制定の経緯でございます。フリーランスとは一般的に特定の会社や組織に所属せず、個人の技能をいかしまして個人単位で業務を行う者というような意味で用いられていると認識しております。このようなフリーランスの方々の取引適正化に向けた立法措置につきましては、3年前の2020年7月の成長戦略計画に明示されまして、以降、関係省庁との間で検討作業を行いまして、本年4月の国会で可決、成立いたしまして、先月5月12日に公布されたところでございます。

2ページに進んでいただきまして、本法の制定しました背景でございますけれども、働き方の多様化の進展に伴いまして、フリーランスの数は増加傾向にございまして、令和2年に内閣官房が実施いたしました実態調査では462万人と試算されております。我が国の就業者は現在、約6600万人いるということになっておりまして、その約7%という計算になります。令

和3年に内閣官房が関係省庁とともに実施しましたアンケート調査の結果としましては、業務委託を受けているフリーランスのうち約4割が一方的な取引のキャンセルや報酬の不払いなどのトラブルに遭っている、フリーランスの4割が記載が不十分な発注書しか受け取っていないなどの実態が確認されてきたところでございます。

また、厚生労働省、公正取引委員会、中小企業庁が東京第二弁護士会の協力を得て運営しておりますフリーランス・トラブル110番という相談窓口がございまして、そちらの相談データを見ますと、発注者からのハラスメントなどの相談も一定数寄せられているという現状にございます。

このようなフリーランス取引で問題が生じている要因としましては、1人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織として事業を行っている発注事業者の間におきましては、交渉力やその前提となります情報収集力の格差が生じやすいということがあるというふうに考えてございます。本法はそのような事業者間の業務委託における個人と組織の間における交渉力などの格差、それに伴い個人たる受注事業者が報酬額等の取引条件の決定など、取引上の様々なプロセスにおいて弱い立場に置かれやすいという特性に着目いたしまして、発注事業者とフリーランスの間の業務委託に係る取引全般に妥当する業種横断的に共通する規律を設けるものでございます。

このため、本法におきましては個人、すなわち1人で業務委託を受けるフリーランスを保護対象としまして、取引の適正化を図るとともに、ハラスメントの防止など就業環境の整備を図るといふ、この二つの点を目的とした法律となっているところでございます。

3ページに進んでいただきまして、法律の概要でございます。1.のところ、対象となる者、あるいは対象取引の定義でございます。1.の(1)でございますが、特定受託事業者です。これが本法の保護対象であるフリーランスを定義するものでございます。業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものということで、お一人で仕事を受けている方を定義しているものでございます。

次に(2)特定受託業務従事者でございます。先ほどの特定受託事業者

と何が違うのかという点でございますが、特定受託事業者を人の面から規定したものでございまして、実態としては特定受託事業者と同じです。ただ、本法では発注事業者によるハラスメント対策も規定しておりますところ、法人のような取引主体たる事業者に対するハラスメント行為というところは法律の概念としてはなかなか観念し難いところでございますので、立法上の法技術的な対応といたしまして、特定受託業務従事者という定義を別途ここで設けているものでございます。

次に（３）で、業務委託でございます。物品の製造、情報成果物の作成、役務の提供を委託することを定めてございまして、広い射程を持つ定義となっております。

次に（４）でございまして、特定業務委託事業者、すなわち発注側の事業者を定義するものでございます。特定受託事業者、フリーランスに業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものということになっておりまして、こちらは発注者が組織として事業を行っているものを示す定義ということになってございます。

保護対象となるフリーランス、特定受託事業者の定義の中で、従業員がいないことが基準となっておりますが、この点、短時間、短期間のような一時的な雇用は従業員には含まないというものと整理しております。具体的には雇用保険の対象者の範囲を参考にいたしまして、ここでいう従業員とは、週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者という基準を想定しているところでございます。

次に、規制の内容でございます。左側２．の取引適正化でございますが、こちらは下請法の規制内容とほぼ同じ内容になってございます。

（１）は業務の内容、報酬の額などの取引条件につきまして、書面又はメールなどの方法により明示することを発注者に義務付けるものでございます。この書面などによる取引条件の明示義務につきましては、取引上のトラブルの未然防止などの観点から、発注事業者、受注事業者の双方にメリットがありますし、取引上の基本的な事項と考えられるため、発注事業者が組織として事業を行うものでない場合、すなわちお一人のフリーランスが発注者である場合、フリーランスからフリーランスに行われる委託取

引についても適用されることとなっております。

(2)でございます。これは目的物、成果物を受領してから60日以内の報酬支払いを発注者に義務付けるものでございます。

(3)は政令で定める期間以上行われる業務委託について、フリーランス側の責任ではない理由による成果物などの受領拒否、報酬の減額、返品などをすること、あるいは不当な買いたたきなど、発注事業者における禁止行為を定めるものでございます。

右側3.の就業環境の整備でございます。四つでございます。

(1)はフリーランスの募集広告におきまして、虚偽表示などを禁止するものでございます。

(2)でございますが、政令で定める期間以上行われる業務委託につきまして、育児介護などと業務の両立について、発注者の側に必要な配慮義務を課すものでございます。

(3)ですけれども、ハラスメントに対応する相談体制の整備などを発注事業者に義務付けるものでございます。

(4)は政令で定める期間以上行われる業務委託について、中途解約を行う場合には、解除の30日前までに予告を行う義務を発注事業者に課するというものでございます。

次に右側4.の違反行為への対応でございます。法違反の疑いがある行為がございましたら、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省が調査を行いまして指導を行う、あるいは多数の取引先に対して問題行為を行っているような重大な事案につきましては勧告、勧告に正当な理由なく従わない場合には行政処分である命令を行うということを想定しております。

取引適正化に係る部分につきましては、中小企業庁とも協力しながら公正取引委員会が法執行の中心となっていくものでございます。就業環境の整備につきましては厚生労働省が対応の中心となることを想定しております。法律の施行は公布の日から1年6か月以内ということでございまして、具体的には来年の秋頃からの施行を想定しているところでございます。この間、法律の内容の関係者への周知活動、あと運用の詳細を定めます規則

でありますとかガイドラインの作成、あと法執行体制の整備など、各種準備作業を鋭意行っていきたいというふうに考えております。

説明については以上になります。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等お出しただければと思いますが、まずは事前登録いただきました土田会員、オンラインでしょうか。オンラインでお願いいたします。

○土田会員 ありがとうございます。何点か御質問させていただければと思います。

この問題は委託者と受託者の間に、つまり発注者とフリーランスの間にプラットフォーム運営事業者が入る場合が現在は非常に重要な問題になっているというふうに認識しております。また、この問題というのは法律の分野で言えば、労働法と経済法が交錯する領域にある問題であるというふうにも思っておりますので、それを前提にして何点かお尋ねしたいと思いません。

まず、適用があるかどうかという話なんですけれども、これも労働委員会のウェブサイトを見ると名前が出ていますので固有名詞を挙げさせていただきますけれども、例えばウーバーイーツの配達員というのは、今、中央労働委員会で労働組合法上の労働者かどうかということが争われているというふうに承知しております。つまり配達員がユニオンというものを作って団体交渉をウーバーイーツ側としたいといったときに、それを拒否すれば不当労働行為になるのかというお話であります。

これは労働委員会のレベルで確定するか裁判所まで行かなきゃ確定しないのかわかりませんが、何らかのいつの時点かで確定した、仮に労働組合法上の労働者であるということが確定したときには、配達員はそうだとすることが確定したときにも、この法律は特定受託事業者としてそういう配達員を認めて、そして適用があるというふうに考えてよろしいのかというのが第1点でございます。ちょっと確認的な質問であるかもわかりませんが、これが第1点でございます。

それから第2点は、特定委託事業者と特定受託事業者が具体的に誰になるのかということです。特に間にプラットフォーマー、プラットフォーム

運営事業者が入るといときに特定委託事業者とは、誰になるのかということでございます。かつてはウーバーイーツは仲介をしているだけだということだったんですが、最近は変わってきたのかも分かりません。ウーバーイーツが委託をしているんだということになれば、間違いなくウーバーイーツが特定委託事業者ということになるんだと思いますけれども、そうでないプラットフォームが関係する場合に、単に仲介しているというときには、そのプラットフォーム運営事業者は特定業務委託事業者にはならないんでしょうかというのが二つ目の質問でございます。

これで最後にします、三つ目ですけれども、今もお話がありましたように、このフリーランスという人たち、その数が多い。下請法の対象になる下請事業者よりも対象が多いかもしれないと思うんですね。そうしたときに、例えば取引の適正化について、どうやって問題があるということを見られるのかということです。下請法の場合には定期調査といいます、アンケート調査のようなものを毎年行っておられるんだと思うんですけれども、この法律の場合には、そういう定期調査というのか、アンケート調査というようなものを予定されているのかどうかですね。一部、下請法が適用される場所とは重なると思うんですけれども、重ならない部分についてはどうされるのかということをお尋ねできればと思います。

以上でございます。

○柳川会長 それでは、幾つか御質問ありましたのでお答え先に頂けますでしょうか。

○岡田取引企画課上席 まず、1点目の労働関係法規との適用の関係でございます。

先生から御指摘のありました労働組合法上の判断との関係につきましては、労働組合を結成することができる者に当たるかどうかという組合法上の判断と本法との適用の関係につきましては、そこは重複する部分はありませんというふうに考えております。このため特定受託事業者が労働組合法上で組合を結成することができる者に当たるという判断、2つの法律が重複する部分はあろうと考えております。

他方で、労働基準法上の労働者かどうかという判断との関係については、特定受託事業者は労働基準法上の労働者とは一線区別され、2つの法律の重複適用はない、そういった整理で考えているところでございます。

○品川取引部長 私の方で、ちょっと補足をさせていただきます。今、土田先生から御質問あったのは、労働組合法上の労働者であるということが確定した場合にどうなるかということかと思えますけれども、この法律と労働組合法の関係は、先ほど岡田企画官から申し上げたように重複し得るということだと考えておりますので、労働組合法上の労働者に該当するということが確定したことをもって、本法の適用対象から外れるという関係にはないというふうに考えてございます。1点目でございます。

それからもう一つ、仲介事業者が入る場合の委託事業者は誰になるのかという御質問を頂いた点でございますけれども、この点に関しましては、まず先ほど先生の方からもお話がありましたように、契約上仲介事業者との関係が委託になっているという場合には、当然その仲介事業者が委託事業者に該当するということでございます。では契約上仲介という形を取っている場合にどうなるかということでございますけれども、その場合は実態を見て判断をするということだと考えておりますので、もちろん中身を見ないと判断はできませんけれども、契約上仲介という形を取っていることをもって本法の適用対象から外れるということには直ちにはならないと考えてございます。仮にその実態としても仲介であり、実際のその委託の主体ではないという場合であったとしても、本法の調査権限の関係で言えば、必ずしも特定委託事業者でなくても調査の対象にはなりますし、そういった仲介事業者の行為によってフリーランスの利益が害されているという場合に、当局の方から指導を行うということはあり得るというふうに考えているところでございます。

あと3番目、どうやって問題となる行為を見付けるかという点について御質問を頂いておりますけれども、これにつきましては、一つは、数年前から政府の方から弁護士会に委託事業として行っておりますフリーランスの110番というものがございまして、現在でもかなり多数の相談を頂いているところでございますので、ここを拡張して、ここから情報を得るのが一つあり得ると思っております。それからもう一つのルートとして考えておりますのは、いろんな発注者側、受注者側の事業者団体のようなところと連絡を密にして、そういったところから問題行動を拾い上げていくと

いうことを考えております。もう一つは下請法と同じようなことでございますけれども、何らかの形で書面調査を行って、そこから拾い上げていくということも考えております。

ただ、もっとも下請法の分野と違って充実したその名簿みたいなものがあるわけではございませんので、まずは恐らくフリーランスが多いと思われるような事業分野について取り上げて、そういった分野についての調査をやるというような形で掘り下げていくというようなことを現時点では考えているところでございます。

御指摘のとおり、いろんな問題点を拾い上げる方法はこれから考えないといけないと思っておりますので、引き続き工夫を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柳川会長 それでは、事前登録いただきました細田会員、お願いいたします。

○細田会員 ありがとうございます。働き方が多様化し、中小企業でもフリーランスの方々との取引が増えてきております。下請法では対象外だった資本金1000万円以下の小規模な発注企業も取締りの対象になり、中小企業にとっても大きな影響が出ると思っております。ただ、フリーランスの方々の権利が適正に保護されることも非常に重要なことだと思います。

特に中小企業では、具体的な義務がどのようなものか分からないこともあるかと思っておりますので、具体的な例をはっきりと示していくことが必要だと思います。中小企業では人手不足が大きな課題となっておりますので、そういった企業に対する負担が、この法律によって過度に増えることは避けつつ、フリーランスの方々の保護との両立を目指していただきたいと思います。

1点お聞きしたかったのは、昔から日本には一人親方や、個人のトラックドライバーのような方がおり、そういった方々は当然フリーランスの中に入ってくると思っております。法律の条文では、対象となる取引として、物品の製造と情報の成果物の作成が挙げられていますが、役務の提供というところにトラックドライバーなどが入ってくるのでしょうか。

一方で、これは本懇話会で論じる問題なのか分からないのですが、この

10月からインボイス制度が導入されます。フリーランスの方々と契約していく中では、発注企業側から見るとインボイス登録番号をきちんと取られているかも気になる部分です。必要になれば番号を取れるとは思いますが、発注企業側からすると、取引するフリーランスの方々が番号を取れていないと消費税の処理ができないというようなこともありますので、そういった御指導などもやっていただくと有り難いと思います。

以上でございます。

○柳川会長 それでは、お答えいただければと思います。

○品川取引部長 私の方からまとめてお答えをさせていただければと思います。

一つ目は、中小企業の方が適用対象になる関係で説明が必要だという御指摘でございます。ここは正におっしゃるとおりだと思っております。今回、資本金が1000万円以下の事業者、発注者であっても本法の適用対象になるということでございますので、そこは割と細かめに説明をしようということで我々も考えてございます。そういう意味では、早めに中小企業団体の方とも意見交換をさせていただいて、どういうところに課題があるのかというようなことについては積極的に相談をさせていただいて、こういう形であれば遵守できるんですねというような形のコミュニケーションをしっかりとさせていただければと思っております。ただ、一方で今回フリーランスのこの法律の対象になっている行為については、発注書面の交付でありますとか、あるいはその禁止事項も含めて、ある意味、事業者間の取引としては本来あるべきものだというふうに考えてございますので、これを契機に発注書面の交付のようなものはお互いにもメリットがあるわけでございますし、取引の適正化に努めていくための契機にいただければというふうに考えてございます。

それから、先ほどトラックの一人親方の話がございましたけれども、これは先ほど御指摘のとおり役務という形で運送の役務のようなものは含まれておりますので、そういった方であっても当然、個人で仕事をしていらっしゃる方であれば本法の対象になるというふうに考えているところでございます。

インボイスとの関係につきましては、従来から公正取引委員会の方で独

占禁止法なり下請法の考え方に関して、Q & Aを出ささせていただいております。実際そのQ & Aも踏まえて発注側、受注側、いろんな方々から御相談も頂いております。相談事例のようなものも適宜公表しておりますので、そういったものも御参考いただければと思いますし、具体的にどのようなやり方をすればいいのかなというようなことについては、こういうやり方ではどうかというような形で御相談を頂ければ私どもの方でも対応ができるかと思っておりますので、そういうものも活用していただければというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○柳川会長 そのほか。では、鹿野会員、お願いいたします。

○鹿野会員 ありがとうございます。先ほど土田委員から御質問が3点あった中で、2番目の御質問に対する回答について、少し確認をさせていただきたいと思っております。

プラットフォームが間に入っている場合の取扱いに関する御質問に対する回答だったと思いますが、その際、特定受託事業者に対して業務委託をしたといえるかについては、必ずしも形式的な契約文言だけではなくて、実態を見るのだというお話を伺いました。私は民法を専門としておりますが、契約文言だけではなく実態を見るというところには賛成です。ただ、そのときにどういう実態を見るのかということなどについては、プラットフォームを介した取引については多様なものが出てきておりますので、今後その実態に即してガイドラインなのかQ & Aなのかはともかく、分かりやすく示していただければと思っております。

それともう一つは、その業務委託をした者の概念を柔軟にするだけで対処できるのかというのも、今後に向けてですが、やや心配なところもあります。もし、その概念で捉え切れないような事態があつて、しかし、実際にはプラットフォームがかなり取引の条件的なものについて実質的に決めているというようなものがあるとすれば、そこを更にどういうふうに捉えていけばいいのかということについても検討課題になり得るのかなというふうに考えているところです。

いずれにしても、引き続き実態を調査して適切に対応していただければ

と思います。よろしくお願いします。

○品川取引部長　ただいま御指摘いただきました点でございますけれども、仲介事業者が間に入っている場合、その実態を見るというケースは当然出てまいるわけですが、この点に関しては、国会審議でもいろいろ御指摘を頂いたところでございます。私どもの方としては、もちろん実際にやり取りされている金銭がどういう性質なのかとか、誰が誰に対してどういう責任を負っているのかとか、そういったところを個別に見ながら判断をしていくということになるとは思っておりますけれども、実際その業態によってもいろんな実態があると思いますので、我々としてはいろんなところから話を聞いた上で、そのガイドラインなりQ & Aの形で一定の考え方は示していこうと思っております。実際、法律が施行された後に恐らく個別の事案がいろいろ出てまいります。そのときにいろんな先ほど申し上げたような指導みたいなものも含めた工夫をやってまいろうとは思っておりますけれども、やはりそれでも足りないというようなケースがいろんな場合に出てくる可能性は否定できないと思っております。

この法律、3年後の見直し規定というようなものもありまして、そういった意味では、実際の今回、全く新たにこれまで適用対象にならなかった分野に広げるものでございますので、それ以外も含めていろんな課題が出てくると思っておりますので、そういったものも含めて一定の施行後の実績を踏まえた上で見直しの必要があれば、やっていくということで考えてございますので、引き続き御指導いただければと思っております。

○柳川会長　それでは、次の議題に移らさせていただきます。

次は、令和4年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組について、守山企業取引課長、山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長、山田下請取引調査室長から説明をお願いいたします。

○山田下請取引調査室長　下請取引調査室長をしております山田卓と申します。

令和4年度の運用状況につきましては、ポイントは大きく3点ございます。1点目は、下請法違反行為に厳正に対処し、過去最多の措置件数となったことです。2点目は、金型の無償保管要請事件に対して、初めて勧告したことです。金型を使用する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず

ず、下請事業者に金型を無償保管させる行為については、悪しき商慣行として、型取引の適正化推進協議会などが開催されるなど、改善すべき課題とされてきました。金型無償保管要請事件に初めて勧告を行ったことによって、広くアドボカシー効果が生じることが期待されます。

3点目は、原材料価格の上昇などを背景として、単価の引上げを求める下請事業者に対する行為に対して、初めて「買ったたき」として勧告を行ったことです。また、買ったたき事案に対する措置については、令和4年度は913件の措置を行っており、前年度比で大きく件数が増えました。

これらの事件に関する端緒については、定期調査や申告等を通じて収集しております。定期調査について申し上げますと、親事業者とその下請事業者に対して、書面調査を行っております。令和4年度は親事業者7万名、下請事業者30万名に対して調査を実施いたしました。また、親事業者に対する書面調査については、「買ったたき」に係る違反行為が多く認められる業種等を重点的に調査するために、発送数を前年度比で5,000名増やしました。

なお、令和5年度の書面調査は近々に発送予定です。親事業者に対する書面調査を令和4年度より1万名増加して8万名とします。引き続き、違反行為に係る端緒情報を積極的に収集していきます。

続きまして、勧告・指導件数の推移ですが、令和4年度の勧告件数は6件、指導件数は8,665件となっております。冒頭に説明しましたとおり、過去最多の措置件数となりました。

勧告・指導件数の業種別内訳については、製造業、卸売業、小売業、情報通信業の割合が高くなっております。これらの業種に属する事業者が多いこと、また、これらの業種において下請取引を多く行っていることが主な要因と推察しております。

違反行為の類型別の措置件数については、令和4年度は、発注書面を発行していないなどの手続規定違反が6,697件、実体規定違反が7,098件となっております。実体規定違反の内訳でございますが、支払い遅延、減額、買ったたきが多くなっております。これら三つの違反行為につきましては、過去5年間を見ても上位3位を占めております。

続きまして、原状回復額については、令和4年度は11億3465万円であり、昨年度比で倍増しております。

なお、毎年1月から3月までの期間を転嫁対策に向けた集中取組期間としております。令和4年度における当該期間の実績について申し上げます。121件の立入調査を行いまして、買ったたきについて693件の措置を行いました。私からの説明は以上です。

○守山企業取引課長 企業取引課長でございます。大変お世話になっております。それでは、引き続き私から山本優越室長とともに取引公正化に向けた取組について、前回3月の懇話会で御説明させていただいたもの以降の進捗状況について御説明いたします。

それでは、資料13ページでございますけれども、前回、御説明させていただきましたとおり、私ども取引部におきましては、独占禁止法の執行強化、下請法の執行強化、そして独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底という三つの柱について引き続き取組を強化をしてきております。

1点目の独占禁止法の執行強化につきましては、私の後、山本室長から御説明をさせていただきます。私からは下請法の執行強化、そして独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底に関する直近の取組について御説明いたします。

下請法の執行強化の関係でございますけれども、先ほどの山田室長からの御説明にもあったとおり、昨年度の下請法違反被疑事件の執行実績も踏まえつつ、今回重点的な立入調査の業種、これについての令和5年度分の新たな選定を行いました。その中身でございますけれども、昨年度、重点立入業種ということで既に選定をしていたものに加えまして、いわゆるサービス業種の中でこの被疑事件の件数が多かったということでありましたけれども、情報サービス業を追加をするという形で、今年度につきましては情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、そして輸送用機械器具製造業ということの5業種について重点的な立入調査を行っていきたいと考えているところでございます。

加えまして、下請法の違反被疑事件の件数が多いといった観点から19業種を選定いたしまして、この自主点検ということを事業者団体をお願いを

してきているところでございます。こちらの結果、昨年末取りまとまったわけではありますが、その中で各事業者団体の皆様が取引適正化に向けた具体的な取組強化についてもしっかり行うという結果が出ておりますので、その中身についてのフォローアップも年内目途としてしっかり行っていきたいと考えているところでございまして、こちらについては中小企業庁の方もしっかり連携をしてくれる状況になっております。

次に、独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底でございまして。こちらについてはこれまで累次御説明させていただいているところでありますので、中身については割愛をさせていただきますけれども、協議を経ない取引価格の据置き等に関する独占禁止法のQ & A、運用基準の周知徹底ということを引き続きしっかり取り組ませていただいているところであります。具体的には、3月15日に全国の関係の事業者団体約1,600の団体の皆様に、こういった考え方についての改めての周知、御理解、そして適正化に向けた取組の要請というものをしっかり行ってきているところでございまして、同日に、政労使会議が開催されているところでございまして。この会におきまして委員長より、出席の皆様については、この考え方の周知徹底や、後ほど御説明ございますような独占禁止法の執行強化の観点からの調査についての御説明もしているところでございまして、その際、総理から、政府としては公正取引委員会の協力の下、労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて労務費の転嫁の在り方について指針をまとめてまいりますという御発言もあったところでございまして。

私ども公正取引委員会といたしましても、後ほど御説明あります特別調査もしっかりやっていくというところでございまして、そういった中身についても何ができるかといったところはしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、以上申し上げた中身の観点の特別調査というポイントや、この5業種の重点立入調査、そして政府全体の方向性でありますけれども、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめていくといった、こういった三つのポイントについては先週の金曜日に取りまとめられました経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太という文書や、この新資本関係の実行計画の中においても記載をされているとこ

ろでございます。

私からあと一点付言させていただきたいのが、次の14ページでございます。以上のような取引適正化に向けた取組と併せて、日頃よりしっかり取り組んでいる点については、各事業者様からの相談に対する対応がございます。資料を御覧になっていただくとおり、昨年度の実績については前年度より大幅にこの件数が増えております。私どもといたしましては、この相談体制についても引き続きしっかりしていくこととしながら、各事業者様からの御相談についてもしっかり対応してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上で、引き続きまして山本室長より説明をさせていただきます。

○山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長 引き続きまして、独占禁止法の執行強化の部分につきまして私の方から御説明申し上げます。

まず一つ目の・のコストの上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査についてお話しいたします。公正取引委員会では昨年12月に公表した緊急調査の結果等を踏まえまして、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関してコスト上昇分の価格転嫁が行われているか、特に労務費の上昇に係る価格転嫁の取組状況や注意喚起文書送付後の取組状況等を把握するための更なる調査として、特別調査を本年5月30日に開始いたしました。

この特別調査では、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの1年間を調査対象期間とし、昨年の緊急調査において注意喚起文書を送付した事業者4,030名を含めた11万名を超える事業者に対し、6月21日水曜日を締切りとして5月30日付けで調査票を発送いたしました。

また、労務費の転嫁に関する対応強化の一環といたしまして、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種、例えば道路貨物運送業、情報サービス業といった業種に対し、重点的に調査票を発送しております。あわせて、昨年の緊急調査において多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められたため事業者名を公表した13名につきましても、個別調査を実施しております。

現在、回答書面の精査をいたしているところでございますが、今回の書

面調査等の結果を踏まえまして、追加で書面調査を実施するとともに、協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案については立入調査を実施することとしております。

そして、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付することなど必要な対応を取るとともに、令和5年内を目途に調査結果を取りまとめることとしております。

続きまして、2つ目の・の荷主と物流事業者との取引に関する調査結果についてお話しいたします。公正取引委員会では荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っておりまして、令和4年9月に開始した調査の結果を令和5年6月1日に取りまとめ公表いたしました。本件調査で公正取引委員会は荷主3万名、物流事業者4万名を対象とした書面調査を実施いたしまして、さらに100名を超える荷主に対して立入調査を実施し、これらの調査結果を踏まえ独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主777名に対し注意喚起文書を送付いたしました。

また、通関手続において荷主が物流事業者に関税、消費税を立替払をさせた事例を昨年度公表したのですけれども、今年度も同様の事例を把握したため、問題につながるおそれのある事例として掲載いたしました。その一方で、昨年度の公表資料を把握した荷主が、自ら立替払をさせるのを取りやめた事例とか、昨年度の公表資料を把握した物流事業者の方が荷主に立替払の見直しの申入れをして取りやめてもらった事例が認められましたので、このような改善の取組が一層加速することを期待しまして、ベストプラクティスとして紹介をさせていただきました。

公正取引委員会としては今回の調査結果について関係省庁、関係団体を通じて周知徹底を図り、違反行為の未然防止に関する取組を進めるとともに、物流取引の状況を把握するため、今後も引き続き荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施してまいります。さらに、優越的地位の濫用に当たり得る具体的な事案に接した場合には、引き続き積極的かつ厳正に対処してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関する御質問、御意見お出しただければと思いますが、まずは事前登録いただきました細田会員からお願いいたします。

○細田会員 度々申し訳ございません。労働分配率が高止まりする中で、中小企業が持続可能な投資や賃上げを実施するため、価格転嫁や下請取引適正化というのは非常に重要な問題だと改めて言わせていただきます。そのような中にありまして、先日、商工会議所との意見交換をさせていただきまして本当に有り難かったと思っておりますし、先週閣議決定された骨太方針の中においても、「下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策」を推進するということが盛り込まれており、大変心強いと感じております。

この懇話会の目的が「経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進する」と承知しており、このような形で懇話会の議論が反映されていることは非常に良いことだと思っています。商工会議所の会員企業からも、取引先の発注企業から価格転嫁等で困り事はないかと書面が届いたというような事例や、取引先の業績改善とサプライチェーン全体での価格転嫁推進のために発注企業から仕入価格を上げると言われたという事例がございました。かなり発注者の意識の転換を感じさせる前向きな声が聞かれているということでございます。

ただ一部の企業からは、公正取引委員会に相談した場合に、相談したことが特定されることを懸念しているという声も上がっております。

それから、豆腐屋さんが過去最多のペースで倒産しているというニュースがありました。地域の小規模なところがスーパーなどの大口の取引先から大豆価格の高騰などの価格転嫁を認められなくて廃業したというようなことも出ているということですので、そういったことにも目を向ける必要があると思います。

先ほど、コスト上昇分を取引価格に反映する協議をしなかった13社の公表の話がございました。非常に効果があった取組だったと思いますので、御報告いたします。

以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、大野会員から御発言いただいてからお答えいただこうかと思
います。

○大野会員 ありがとうございます。経団連といたしましても、原材料のコストの上
昇は引き続き継続しており、賃上げに対する要請もあり、価格転嫁の円滑
化は喫緊の課題であるということで、取引の適正化に向けた活動を展開し
ております。

パートナーシップ構築宣言も継続して呼び掛けをしております。今のと
ころ経団連会員、約1,500社ございますが、そのうち約620社が宣言を公表
済みというところでございまして、引き続き呼び掛けを継続しております。

先ほどもございましたように、骨太方針あるいは新資本主義のグランド
デザイン等において示されたものも基本的に経団連の考え方と軌を一にす
るものです。その意味で広く、やはりあまねく浸透させ、徹底していくこ
とが肝要だと考えております。

一方で、この促進の取組を進めるに当たっては、従来からお願いして
おりますとおり、明瞭な基準を設け、運用の透明性や公平性を確保すること
で、事業者にとっても納得感があるものにしていただきたいということは
お願いをしたいと考えております。経団連は今後も、競争法の遵守や適正
な取引の徹底を通じて、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関
係を構築していきたいと考えております。是非、御理解・御協力いただ
ければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○柳川会長 それでは何か。

○品川取引部長 それでは、今、頂きましたことにつきまして私の方からお答えをさ
せていただきます。

細田会員から頂いたお話でございますけれども、やはり中小企業の方か
らは先ほど御指摘のありましたように、相談したことによって自分の立場
が不利になるのではないかというような御懸念は以前から頂くところで
ございます。私どもも具体的に御相談を頂いたときに、どういう形で調査を
すればその方が特定できないかというようなことはいろいろ考えながらや
っておりますし、調査のノウハウもございますので、まずは御相談を頂く

ということかなというふうに思っています。

先ほど豆腐屋さんのお話がありましたけれども、やはり特に小売の段階では、これは豆腐の話ではありませんけれども、小売業者が価格を受け入れてくれたんだけれども、小売価格を店頭で上げたら消費者が買ってくれなくなったというようなお話も聞きますので、そういう意味では、小売の分野に関しては特に消費者の理解も重要だというふうに考えております。これは政府全体の取組の中では消費者庁がそういったところの広報もやっていたというふうに理解をしておりますけれども、やはり日本全体のマインドとして、これまで物の値段は上がらないのが当たり前だという前提で動いてきたところがござimasuので、そこはそのマインドを少しずつ変えていくということに政府全体として取り組んでいくということだと考えてございます。

大野委員から御指摘を頂きました点につきましては、もちろん私どもの方でしっかりとこれまでも周知をさせていただいて、経済界の方でも適切に取組を進めていただいているということでございますので、引き続き協力をさせていただければと思っております。措置の透明性や納得感の問題については引き続き留意をして私どもの方でも取り組んでまいりたいと考えております。

持続可能性というお話がありましたけれども、やはり持続可能な成長をしていくためには、サプライチェーン全体が利益を生んでいく形にしていけないといけないということだと考えておりますので、そういう意味では取引上の地位の濫用というようなことではなく、ちゃんと全てのサプライチェーンの構成員がしっかりと利益を上げられるような形で取引を進めていただければというふうに思っておりますので、引き続き御協力をよろしく願いいたします。

○柳川会長 ありがとうございます。そのほかよろしいですか。

余り僕がしゃべるとあれなんでしょうけれども、この円滑な価格転嫁という話は経済財政諮問会議も新しい資本主義もひたすら、ひたすらという言葉はあれですけども、かなり強調してきた部分でござimasuので、是非しっかりやっただいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の議題であります令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について、宮本管理企画課長から御説明をお願いいたします。

○宮本管理企画課長 管理企画課長の宮本でございます。よろしく申し上げます。それでは、お手元の独禁懇224-4と右上にあります資料の後ろの部分、横長の資料で、令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況（概要）という資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

まず、表紙をめくって1ページ目になりますけれども、令和4年度の違反事件処理状況の特筆すべき事項としては3点あると考えています。

1点目が東京オリンピック・パラリンピック関連の入札談合事案や、電力小売分野における市場分割カルテルなど大規模な入札談合、カルテル事案に厳正に対処したことです。この結果、令和4年度の課徴金総額は1000億円を超えて過去最高となっております。

また、2点目ですけれども、情報システム調達に係る実態調査等のアドボカシーと連携した事案や電力小売分野等規制改革が進められた分野における事案に効果的な取組を行ったことがあります。

3番目といたしまして、インボイス制度など導入に関連した優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など中小事業者に不当に不利益を与える行為にも迅速に対応していったということが挙げられます。

本日は、この3点を中心に令和4年度の違反事件の処理状況について説明させていただきます。

まず審査事件の概況でございますけれども、次のページ、左上のグラフを御覧ください。令和4年度の法的措置、これは排除措置命令と確約計画の認定になりますけれども、ケースとしては11件でございます。行為の内訳としましては、価格カルテル1件、その他のカルテル3件、入札談合が4件、不公正な取引方法が3件となっております。また、右上のグラフですけれども、11件のうち8件が排除措置命令、3件が確約計画の認定となっております。また、11件以外の公表事例として、事業者の自主的な改善措置を踏まえて公表したものが1件ございます。

左下の方は、これは課徴金ですけれども、令和4年度におきましては、排除措置命令を行った8件の事件において総計21名の事業者に1019.8億円

の課徴金の納付を命じております。冒頭にも申し上げましたが、単年度における課徴金総額は平成22年度の719億円を超える過去最高ということになっております。これについては、また続いて説明させていただきます電力カルテルに対する課徴金によるところが大きくなります。

また、右下にありますとおり、令和4年度には東京オリンピック・パラリンピックに絡む談合事件の刑事告発がありました。これも引き続き説明させていただきます。

次のページめぐりまして、先ほど申しました三つのポイントのうちの一つ目、入札談合・カルテル事案への厳正な対処でございますけれども、本年度令和4年度における大きな事件として二つあると思います。

一つが東京オリンピック・パラリンピックにおけるテストイベントの企画立案等の委託業務に係る入札談合の刑事告発です。刑事告発は令和2年12月以来、約2年ぶりとなります。本件は事件の詳細については公判も始まっていない段階なので説明の方は差し控えさせていただきますが、電通を始めとする広告代理店、スポーツイベント業者による入札談合事件で、本件は対象となった事案の発注総額が400億円を超えるということだけではなく、2020年東京大会という国家的かつ国際的な大イベントの運営に係るものであること、広告代理店業界における入札談合事件としては行政事件も含めて初めての事件であること、それから、発注者側も共犯として違反行為に関わった事件であるということが画期的なことであったと思っております。本件では6事業者及びその従業者6名及び発注者側の従業者1名を刑事告発しております。

続きまして、電力カルテルです。こちらも大きく新聞報道されましたので内容については既に御存じの方も多いたは思うのですが、関電と中部電力グループ、関電と中国電力、それから関電と九州電力グループ、それぞれの間で相互の相手方の供給区域、すなわちかつて地域独占が認められていた区域での顧客獲得活動を制限しようというものでした。本件の課徴金総額は1010億円強と、1件当たりの額としては過去の事件として最高でありますし、また、1事業者当たりの課徴金額も700億円強の中国電力、それから200億円強の中部電力、いずれもこれまでの1事業者の最高額

を超える額となったところです。

次のポイントでありますアドボカシーとの連携事案や規制改革事案について御紹介させていただきます。

アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化につきましては、昨年6月に公表して、独占禁止懇話会でも御紹介させていただきましたけれども、その成果となりました一つの事例として、地方公共団体の情報システム調達に関する事案がございます。そこにありますように、サイネックス及びスマートバリューに対する確約計画認定事案ですけれども、本件は地方公共団体がホームページをリニューアルする際の調達の一環として、ホームページのコンテンツを管理するためのソフトウェアである、コンテンツマネジメントシステム、CMSと呼ばれるものですが、これについてオープンソースソフトウェアを用いることをセキュリティ上のリスクがあるとして不可とするようなことを調達の仕様書に盛り込むよう、地方公共団体に働きかけていたという事案です。

セキュリティリスクにつきましては、必ずしもオープンソースソフトウェア特有のものではなく、セキュリティリスクを理由としてオープンソースソフトウェア不可とすることについては合理的な理由はないと考えられます。そういうこともあって、オープンソースソフトウェアのCMSを用いる事業者側はこういった行為により排除された疑いがあるとして、公正取引委員会が調査を行ってきた結果、当事会社であるサイネックスとスマートバリューからこうした行為をやめるなどの確約計画の提出がありましたので、これを認定したところでございます。

こうした行為は資料にも記載してありますとおり、これまでの公正取引委員会の実態調査でも独占禁止法上問題になると紹介していたところですが、今回のような法運用、すなわちエンフォースメントですね、こういった実例が出ることで、実態調査、いわゆるアドボカシーで指摘した問題が実際に違反に問われる問題なんだということがメッセージとして伝わるという意味で警鐘的效果、違反の未然防止効果がより上がってくるのではないかと考えております。

また、情報システム調達の実態調査自体、地方公共団体にも周知された

ところですが、本件も同様に地方公共団体の調達に参考になる事例ですので、地方公共団体に周知を行っております。また、この周知に当たりましては、内部的な話でありますけれども、実態調査を行ったアドボカシーを担当した部署とも相談しながら進めたところです。

規制改革の事例としましては、先ほど紹介した事例であります。電力カルテルがあります。違反行為の内容は既に紹介しましたので割愛させていただきますけれども、こういった行為は旧一般電気事業者と呼ばれる地域独占が認められた事業者の事業者間の相互競争を進めようとした規制改革の流れに反するものでございまして、規制改革を進めるに当たっても重要な事案だと考えております。

また、カルテル以外でも調査の過程で電力自由化の趣旨に反すると思料されるような旧一般電気事業者の行為が認められましたので、電力・ガス取引監視等委員会にも情報提供して情報を共有しているところです。

三つ目のポイントですけれども、中小事業者等に不利益を与える優越的地位の濫用行為についての取組です。これにつきましては、中小事業者等に不利益を与える優越的地位の濫用行為についてはタスクフォースを設置して迅速な処理等を行っております。

令和4年度におきましては表にもありますように、55件の注意を行っております。この中で特徴的な事案として、その下にもありますけれども、インボイス制度に関連して注意した事案がございますので紹介いたします。

本年10月からインボイス制度が実施されますけれども、免税事業者からの仕入れについては経過措置として一部控除が認められております。それにもかかわらず取引先に対して消費税率相当額を取引価格から引き下げると一方的に通知した事案がありましたので、注意を行ったところです。なお、これと類似の事案は令和5年度になってからも何件か生じておりましたので、随時注意を行っているところでして、こうした注意を行っていることは先月、当委員会のホームページのインボイスに関するコーナーでも掲載したところです。

次のページになりますけれども、同じく中小事業者に不当に不利益を与える行為として不当廉売がございまして、こちらについても公正取引委員

会では迅速処理を行っておりまして、令和4年度は192件の注意を行っております。中小事業者につきましては、経済環境の変化やインボイス制度の導入といった制度変更に伴い不利益を受けやすい傾向にあると思われませんが、公正取引委員会としても引き続き経済環境の変化や制度変更を背景に中小事業者等に不利益を与える行為には迅速に対応していく所存でございます。

最後ですけれども、これは総括的なまとめになりますけれども、ページをめぐっていただきますと、令和4年度に公正取引委員会が公表した事案において対象となった商品・役務等を御紹介しております。経済環境の変化なども踏まえた社会的ニーズに対応して多様な事件に対応していくということは独占禁止法の運用の効果が国民生活により直接的に届くのではないかと考えております。そういう意味では、左下に囲んでおりますITデジタル関連分野につきましては、ITデジタル化が急速に進行する中で特に力を入れている分野です。令和4年度におきましても8ページ、次のページにありますけれども、2件の確約計画の認定と2件の排除措置命令を行っております。エクスペディアに対する確約計画の認定で、いわゆる宿泊オンラインサービスに関する事案、それから先ほど紹介しましたサイネックス、スマートバリューに対する確約計画の認定と、こちらは地方自治体のITサービスに関する事案、それから広島県広島市の学校向けコンピューターの入札談合についての排除措置命令2件という、こちらは学校教育におけるIT化に関する事案ということで、国民生活のIT化、デジタル化に密着した分野での法的措置となっております。

以上、簡単ではありますが、令和4年度の独占禁止法違反事件の処理状況となっております。御清聴ありがとうございました。

○柳川会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関する御質問、御意見をお出しいただければと思います。

事前登録されていらっしゃる、まず二村会員からお願いいたします。

○二村会員 ありがとうございます。私からは旧一般電気事業者等による市場分割カルテルの事件に関連して、電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

を行った件について発言させていただきます。

電力自由化、また昨今、電気代の高騰などもありますので、電気事業というのは消費者にとっても関心の高いところだと思っております。この度、公正取引委員会が電力・ガス取引監視等委員会に情報提供した内容ですが、私も見させていただいて非常に驚きました。電力自由化の根幹を揺るがすような行為が様々、疑いということではありますが挙げられておまして、とても重大な内容だと思っております。大変注視をしておりましてところ、6月20日付けで電力・ガス取引監視等委員会から電気事業法に基づく業務改善命令に関わる弁明の機会の付与の通知というものがホームページに掲載をされました。公正取引委員会からの情報が具体的にいかされている事例だと思っておりますので、この点については大変評価をしたいと思っております。また今後の動きについて注目をしてまいります。

この件に関して、公正取引委員会に3点、質問させていただきたいと思っております。

1点目は、消費者団体も申入れなどした関係で監視委員会の方とやり取りをさせていただく中で、公正取引委員会から個社名が開示をされないということを伺いましたので、それはなぜかということです。その理由についてお伺いしたいと思います。具体的に個社がこういうことをしているという情報の提供が公正取引委員会から監視委員会に対してなされていないということ、その理由ですね。

それから2点目に、公正取引委員会からの情報提供を見ますと、電力卸市場の価格操作が疑われるような内容も含まれていて、この点に私は非常に驚きました。例えば金融の市場などであれば、このようなことを行えば関与した個人も含めて相当なペナルティが科されると思ひまして、とても大きな問題だと思っております。監視委員会の方でも動いているということではありますけれども、公正取引委員会としてはこの後、この件について何か調査など継続される予定があるかということです。

3点目に、この間申し上げましたように、監視等委員会でも動いているということですが、現在の電気事業法では業務改善命令まではできると思いますが、ペナルティが科せないのではないかと考えます。そのよ

うに承知をしています。電気事業法の持つ限界だとも思うのですが、今回の事案を受けて公正取引委員会としては、この電気事業法の持つ限界あるいは課題について何らかの見解や御意見があるか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○柳川会長 三つ大きな御質問を頂きましたので、先にお答えいただいた方がいいかと思います。よろしくお願いします。

○宮本管理企画課長 お答えさせていただきます。

まず1点目の電力・ガス取引監視等委員会に個社名などを伝えなかったのかというところにつきましては、やはりこれは公正取引委員会の行政調査ということで、いろいろな営業上の秘密とか、秘密とすべき資料もありますので、同じ行政府内とはいえ、情報提供については慎重になったところですが、ただ、こちらとしましては電力・ガス取引監視等委員会が独自で調査できる程度の必要な情報は提供したと考えておりますし、その結果として今回、電力取引監視等委員会も必要な調査を行えたのではないかと考えています。

それから今回情報提供した事実への今後の対応なのですが、例えば先ほど御指摘のありました卸価格を操作しているのではないかというようなことにつきましては、確かに電力・ガス取引監視等委員会に情報提供したところがございますけれども、公正取引委員会の今回の調査の過程で認められたのは飽くまでもそういったことを企図しているという事実でございます。実際にそれが行動に移された、実際に価格操作を行っていたという事実までは認められたわけではありませんでしたので、そういった意味で本件情報提供した事実などについては、現在の段階では何か独禁法違反として直ちに動き出す、調査を行うべき事実であったとは考えておりません。ただ、もちろんこういった企図していたという事実があるので、今後、電力分野市場において自由な競争が行われているかということにつきましては、審査部門、アドボカシー部門を含めて引き続き注視をしていく必要があると考えています。

それから、電気事業法のペナルティの問題につきましては、いろいろ御

指摘はあろうかと思います。私も審査部門ですので、こういったことにお答えするのはなかなか難しい立場ではあるんですけども、今後政府内で、公正取引委員会も含めて、どういうふうに行っていくことが電力の自由化を進める上で必要なのかということ、ペナルティの必要性も含めて検討していきたいと考えています。

○柳川会長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして土田会員、お願いいたします。

○土田会員 ありがとうございます。私は2点ほど質問ないしは意見を申し述べさせていただきたいと思うんですが、1点は今、御質問がありました点と関連しますので、そちらを先にお尋ねしたいと思います。旧一般電気事業者による市場分割カルテル事件でございます。これは私も電力自由化の成果を台なしにする非常に重大な事件、また、それが分かっている故意で行っている悪質な事件なのではないかというふうに思いました。刑事告発は検討されなかったのかということでございます。例の告発方針によりますと、価格カルテルや入札談合だけではなくて市場分割カルテルもはっきり書いてあるわけですね。告発する可能性がありますということを書いてあるわけですので、不当な取引制限のカテゴリーとしては別にこれが問題でないはずはないんだらうと思うんですけども、どうしてこれが告発をされなかったのかということでございます。リニエーション申請の問題があるのかもしれない。一番手の法人や個人は告発の対象にならないというようなことが絡むのかなと思ったんですが、ちょっとその辺りよく分からないので教えていただければということが第一点でございます。

それから第二点目は、不公正な取引方法です。スライドでいいますと2ページですか。今日御紹介いただきましたスライドの2ページ、それからこの前の、その前に書いてある文章でいいますと8ページ、不公正な取引方法のところでございます。これは令和4年度におきましては、再販、拘束条件付取引、取引妨害、こういった問題が確約計画の認定をされて終了しているということでございます。

何が言いたいのかといいますと、排除措置命令が無いんですね。確約制度が導入されてから、不公正な取引方法について排除措置命令が出たケー

スはあるのでしょうか。1件あるか無いかぐらい、あるいはゼロなのかも分からないと思うぐらいですね。ほとんど確約計画の認定で終わっているということでございます。これでよいのかということなんですが、確かに確約でもよいというケースは私もあるとは思いますが。例えば令和4年の事例でいいますと、エクスぺディアの同等性条項、最恵国待遇条項とか、この問題はなかなか複雑で確かに時間が掛かる。確約でやっても立入検査から3年くらい掛かっているんだと思うんですけども、排除措置命令にするともっと掛かるということかも分からないので、そういう複雑なケースはあるいは確約でも仕方がないのかなと思います。あるいは優越的地位濫用で特に返金措置を確約させるような場合、これも排除措置命令で命じられない返金というようなものが確約では入るというようなことであれば、あるいはよいのかもしれないというふうに思います。

ただ、それ以外で、例えば一蘭のインスタントラーメンの再販の事件ですとか、あるいは令和4年にはありませんけれども、コンタクトレンズのケースなどは、昔は排除措置命令を出す、あるいはもっと前だと排除勧告をして勧告審決で確定するというようなケースと何か違いがあるんだろうかということです。要するに一蘭のインスタントのラーメンのケース、これは再販ですけども、そんなに複雑なケースだとも思えないので、こういうものは排除措置命令を端的に出すというようなことにした方がよいのではないかというふうに思います。そうしなかった理由があれば、お聞かせいただきたいということです。

違反認定をするかしないかというのは結構大きな違いがあって、事業者にとっては違反認定されないということになれば、それを大っぴらにホームページで公表しているところもあるわけですね。要するに、私がやったことは別に黒ではありません、白でしたというようなことを言うところもあるように思いますし、それから損害賠償請求、これは25条でできないことはもちろんですし、民法で訴えようとしてもなかなか公取委が違反認定していないケースというのは裁判所はネガティブな評価をする可能性が高いだろうと思います。確かに訴訟になるケースは少ないと思いますけれども、それでも裁判外で賠償が認められるということがあっても

しれないので、そういう可能性を摘まない方がいいのではないかとこのように思いますので、違反認定できるものは排除措置命令で違反認定をするということがよいのではないかと思います。

ちょっとコメントないしは意見と質問が混ざっておりますけれども、例えば一蘭のインスタントラーメンのケース、どうしてこれは排除措置命令は出なかったのかという辺り、御質問させていただければと思います。

長くなりました。以上です。

○柳川会長 それでは、お答えを願えますでしょうか。

○宮本管理企画課長 1番も2番もかなり難しい問題になるんですけれども、なぜ刑事告発をしなかったのかというところについては、もちろん市場規模が大きいというのは我々としても十分考慮したんですけれども、本件事案については詳細は申し上げられませんけれども、やはり刑事告発するのが相当な事案ではないということで、今回は行政事件として対応したところでございます。

もう一点目の不公正な取引方法については、全て確約計画の認定で行っているのではないかとこのところなんですけれども、我々、少なくとも行政の立場としましては、排除措置命令と確約計画として講じられる措置について実際そんな大きな違いがあるわけではない、きちんとどちらについても違反行為を排除するために必要な措置は講じられているということがありますので、特にその確約計画があること自体が、特に排除措置命令に比べて好ましくない措置であるというふうには考えていないところです。

確かに御指摘にありましたように、一蘭については排除措置命令できたのではないかとこのようなこともありますし、実際、審査を進めていけば一蘭の件についても排除措置命令できた可能性はありますけれども、そうはいっても再販売価格拘束行為がありましても、例えば拘束の効果があつたとか、実際どれほど拘束を受けているかといったことについても当然調べる必要がありますけれども、本件についてはかなり早い段階で先方の方からの話合いで確約ができるだろうということもありましたので、今回は確約計画の認定ということで措置を採ったところです。御指摘の、確約計画、排除措置命令、どういうふうに進めていくんだということについて

は、確約制度が導入されて、まだ、4年ということで、引き続き皆さまの意見も踏まえて公取委の中でもいろいろ適切な選択を行っていきたいと考えています。

○柳川会長 ありがとうございます。

時間が迫っているんですけども、お三方、手を挙げていらっしゃるしますので、それぞれ、申し訳ありません、手短に御発言いただければと思います。

まず、山下会員、お願いいたします。

○山下会員 加えて電力のカルテルの件に関してです。今回非常に課徴金が大きかったということで話題になったと思うんですけども、特に電力料金が値上げというタイミングもありまして、こちらの課徴金の減免制度が用いられて、その額も非常に大きかったということでも話題になったと思います。このときに国民に対して公正取引委員会の方でどのような情報を開示されているのか見てみたんですけども、このリニエンシーの経緯というのが余り情報が開示されていませんでした。今回は関西電力がだったわけですけども、カルテルの主導者でした。カルテルの主導者が減免措置を1位でやったということに対して、減免されて一番大きい、お金の金額も大きかったというふうなことにに関して余りなぜそうだったのかという説明が必ずしも明確になっていないのではないかと思います。もちろんこんな大きな事例ですから、公正取引委員会の方では非常に厳密な調査をされたと思うんですけども、特に電力村とも表現されるような非常に密な情報交換が行われてきた環境で、このリニエンシーというのが行われることの意義というか、競争法的な意義というのは恐らく議論されるべきだと思います。特に主導者、首謀者がいち早く抜けるって一番やり得じゃないですかね。みんなだって、そうだと思って守っているのに、一番最初に声出した人がやるということって非常にある種やりやすいように思います。

よく俗にはこれをやると次も懲りないんじゃないかと指摘されると思うんですけども、結局またやってもすぐちゃんと報告すればいいんだなということで、これに基づく業界のまた何か妙な秩序ができる可能性もないのかなという見方もあるかと思います。私は競争法に関して素人ですし、

電力に関しては再生の自由化の中で非常に動的な中で混乱しているとは思いますが、もう少しなぜこういう決定になったのかということに対して、この措置がどのぐらいなという公正概念に基づいて行われたかということに対して御説明がもっとあればいいかなというふうに思います。

それと加えて、これもお願いなんですけど、電気事業の競争の在り方に関して、こちらの方で調査されているということなんですけれども、そのこととも非常に深く結び付いていることだと思うので、今後、調査されていることと併せて御報告を、開示できる、個々の事業内容については難しいということだったんですけれども、どういう競争法の問題に基づいてこういう措置を取っていくのかということに関して情報を開示していただきたいというお願いであります。

○柳川会長 それでは、武田邦宣委員、お願いいたします。

○武田（邦） 私は電取委のメンバーとして、電力カルテルに強い関心を持っています。

今回の公取委の措置を契機として、先ほど二村先生のお話にありましたように、今週月曜日、電事法に基づいて電取委から経産大臣に業務改善命令を行うよう勧告がなされたところであります。その際の電取委のプレスリリース等を見ていただければ分かりますように、公取委からの情報提供の一部が業務改善命令を求める契機ないし背景の一つとなっておりますし、また、公取委からの情報提供を考慮して、今後、電取委等で電力市場の制度設計が進められるというふうに認識しています。同時に、今回の勧告に当たって、電取委として、今後、公正取引委員会に対して小売市場の自由化の進展について継続的に情報提供するという方針が示されているところであります。私はこのように公正取引委員会と関係行政機関の協力によって広く競争政策が実現されていくということは大変重要であると思っておりますので、今後ともこのような協力が進むよう努力していただければと思います。

以上です。

○柳川会長 それでは竹川委員、お願いいたします。

○竹川会員 手短かに意見だけちょっと言わせていただければと思いますが、電力の話は先ほど新聞が大きく取り上げたという話もありましたけれども、なぜそ

うなったかという、やっぱり電力システム改革というのが10年以上前に始まって、実際にそこの理念というのが曲げられたし、しかもその制度疲労みたいなのが分かって、電力システム価格全体を見直すべきなんじゃないかという、そういう問題提起をしたという意味でものすごく大きな意義があったと思うんですね。非常に意義があったと思います。

ちょっとその関連で思ったのは、最近、金融庁の方でやっている話なんですけれども、損害保険会社が企業向け保険で事前の価格調整みたいなのをやったというのがありまして、これは取り上げられるかどうか分かりませんが、これもかつてやっぱり金融危機か何かがあって、これは制度ではないんですけれども、その金融再編というか、大型再編というのを称揚された時期があって、それはプラスの評価をされていたんですけども、それが何年かずっと時期がたって、その弊害が出てきたみたいなどころがあるので、そういうところを公正取引委員会としてはちゃんとチェックされて、それでそういうのを摘発されていくというのは、その事件、個別の事件だけじゃなくて、もっと大きな意義があるというふうに感じますので、今後もそういうふうに取り組んでいかれたらと思います。

以上です。

○柳川会長 ありがとうございます。

では、お答えをお願いいたします。

○宮本管理企画課長 あまり時間ありませんので簡潔になりますけれども、先ほど御指摘のありました課徴金減免の意義につきましては、今回の電力の事件も含めて、引き続き、機会を設けて説明をしていきたいと考えております。電力とか規制改革分野については、令和4年度の処理状況でも説明しましたけれども、公正取引委員会としても特に力を入れている分野になりますので、必要に応じて規制官庁とも連携を取りながら今後とも積極的に対応していきたいと考えています。

○柳川会長 それでは、時間が参りましたので、本日の討議はここら辺りで終了させていただきます。最後に古谷委員長から御発言を頂きたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

○古谷委員長 今日は大変貴重な御意見、コメントを頂きまして本当にありがとうございます。

ございました。有意義な意見交換をさせていただいたと思います。今日頂いた御意見も踏まえて、また私ども、いろんな分野に最近、公正取引委員会、関わっておりますので、相当リソースも大変なんですけれども、頑張っていきたいと思いますので、また御支援を頂きたいと思います。

今日は議題にはならなかったんですが、時間の関係で簡単に御報告だけさせていただきますと、デジタル市場の競争上の課題に関しまして、この懇和会の会員でもいらっしゃいます川濱先生とか依田先生に大変御尽力を頂いて、内閣官房のデジタル市場競争会議というところが6月16日にモバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告をまとめられまして、特に依田会員はその取りまとめ役をやっていただきました。事柄が大変複雑かつ高度な課題なものですから、200ページに及ぶ大変大部な最終報告となっているんですけれども、ちょうど同じ日の夕方に閣議決定をされた骨太の方針とか新しい資本主義のグランドデザインでも、この最終報告を踏まえまして新しいデジタル市場における公正公平な競争環境確保のために必要な法制度について検討するということが閣議決定をされたところであります。

今後、政府の中で具体的には恐らくグーグルとアップルという巨大IT企業に健全な競争環境を整備してもらうために新しい法律を作るという作業が具体化していくと思いますけれども、事柄が競争政策の問題でもありますので、これまで以上に私ども、EUを始めとした海外の動きも踏まえながら積極的に参画、貢献をしていかなければいけない大きなテーマだなと思っておりますので、是非引き続き御支援を頂ければと思っております。

ちょっと時間が超過して一つだけ、もう一つ御報告といえますか、お話だけさせていただきたいのは、ちょうど今週の21日に私どもの競争政策研究センター、CPRCと申していますが、ここが創立20周年の記念シンポジウムをやりまして、そこでのテーマが「データの利用に関する競争政策・消費者保護政策・個人情報保護政策の交錯」というテーマでありました。そこに参加して話を聞いておりまして、やや感想めいたことで恐縮なんですけれども、今はやりの生成AI、これが急速に普及をしまして、これを背景にAIの利活用の問題ですとかリスク管理、規制の両面で世界

中で議論が活発になっているんですね。競争当局の立場で見ると、AIの進歩というのは今までも寡占化している巨大IT企業の競争力がますます強化されるということなんだろうと思いますので、私どもとしてもこれまで以上にデジタル分野でのイノベーションの速さというのに追い付く、追い掛ける努力をしていかなければならないんだろうと思うんですけれども、一方で、AIの進歩の影響の波及の広がりとかその大きさというのを考えると、これはとても競争当局だけで大丈夫かなとも思い始めていまして、いろんな政策分野で連携をする、あるいは国際的にもこれまで以上に連携をする、こういうことがますます必要になってきているなというのを痛感をしておりまして、次、ではどうするかという答えを今日お話しできるような状況ではなくて、そういう意味で感想めいていて大変恐縮なんですけれども、そうした意味でも独禁懇の皆さんには、こうした点についてもお気づきの点がありましたら、いろいろ私どもにもお話や知恵を貸していただけると有り難いなと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

○柳川会長 ありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。長時間にわたり御議論いただきまして誠にありがとうございました。

なお、次回会合については10月下旬から11月上旬頃の開催を予定いたしますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。